

夏祭りや花火大会のお知らせ 最新情報や交通規制など詳細はホームページや優先へ

1 小倉祇園太鼓 7月18日(金)〜20日(日)

国重要無形民俗文化財。1617年、京都の祇園祭を模して始めたとされる400年以上の歴史をもつ太鼓祇園。チャンガラ(すり鉦)を鳴らし、両面打ちの太鼓を力強くたたきながら練り歩きます。

**主な行事** ▼子ども競演会 19日(土) ▼太鼓総見 20日(日)。**開演** 16〜18時、小倉城大手門前広場で。☎小倉祇園太鼓保存振興会 ☎562・3341へ。

2 黒崎祇園山笠 7月13日(日)、18日(金)〜21日(祝)

光の華のように美しい飾り山笠が激しく回る「回し練り」は圧巻です。

**主な行事** ▼こども太鼓競演会 13日(日) 18〜21時、黒崎びびしんホール(八幡西区岸の浦二丁目)で ▼山笠競演会 18日(金) 18〜21時、ふれあい通り(黒崎駅前)で ▼解散式(フィナーレ) 21日(祝) 19〜20時30分、黒崎宿場通り(八幡西区藤田)で。☎黒崎祇園山笠保存会事務局 ☎642・5151へ。

3 戸畑祇園大山笠 7月25日(金)〜27日(日)

国重要無形民俗文化財。平成28年、ユネスコ無形文化遺産登録。昼は金糸銀糸の刺繍を施した幟山笠が、夜には12段309個の提灯に彩られた光のピラミッドへ様変わり。競演会では大山笠・小若山笠が会場を周回します。

**主な行事** ▼大山笠競演会 26日(土) 18時30分〜21時、戸畑区役所前で。☎戸畑祇園大山笠振興会事務局(戸畑区役所総務企画課内) ☎871・2316へ。

4 関門海峡花火大会 8月13日(水)

海峡を挟んで門司と下関から打ち上げられる約1万8000発の花火が夏の夜空を彩ります。

20〜20時30分、西海岸周辺(門司区西海岸二丁目)など関門海峡一帯で。荒天中止。今年も有料エリアを設置します。☎関門海峡花火大会実行委員会門司事務局 ☎331・8781へ。

5 まつりみなみ 8月30日(土)

昭和49年、小倉南区の誕生と同時に始まった「小倉南民踊の夕べ」が前身となる祭り。

18〜21時、志井公園(小倉南区志井公園)で。総踊り、みなみ区おまつり村、打ち上げ花火など。荒天時は8月31日(日)に延期。☎まつりみなみ実行委員会事務局(小倉南区役所コミュニティ支援課内) ☎951・1037へ。



マイナンバーカード 電子証明書の更新 手続きはお早めに

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は、原則として発行日から5回目の誕生日までです。

有効期限の2〜3カ月前に有効期限通知書が送付されますので、窓口で更新手続きをお願いします。

更新手続きができる窓口 (各区役所・出張所以外)

- 小倉マイナンバーカード特設コーナー(リバーウォーク北九州1階) ※旧・サテライトコーナー
- 八幡マイナンバーカード特設コーナー(7月2日から)(八幡駅横)
- 市内の郵便局窓口(7月1日から)

門司、北九州中央、小倉西、曾根、若松、二島、八幡、八幡西、八幡南、戸畑の10局で実施します。お住まいの区の郵便局で手続きしてください。

各窓口の受付時間など詳細は☎を。



▲詳細はコチラ

有効期限はマイナンバーカードの表面に記載されています



**ご注意ください**  
電子証明書の有効期限から3カ月を過ぎるとマイナ保険証は利用できなくなります。健康保険証の詳細は、加入している健康保険へお問い合わせください。

☎北九州市マイナンバーカードコールセンター ☎0570・001・426

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険に加入している人の保険証の有効期限は7月31日です。その後は、マイナ保険証の利用登録の有無によって受診方法が異なります。

マイナ保険証の利用登録をしていない人

マイナ保険証で受診してください。マイナ保険証が利用できない医療機関などでは、市から7月中旬以降に送付する「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。

マイナ保険証の利用登録をしていない人・マイナンバーカードを持っていない人

市から7月中旬以降に送付する「資格確認書」を受診の際に提示してください。介護が必要な人や障害のある人など、マイナ保険証での受付が困難な人は、申請により資格確認書が交付されます。住所地の区役所国保年金課へご相談ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和7年度分保険料の決定 「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。納付方法は原則、年金天引きです(希望者は口座振替への変更も可)。

※年金額が年間18万円未満の人や4月3日以降に加入した人などは自主納付(口座振替か納付書)となります。

保険料の減免

災害などで保険料納付が困難になった人は、減免制度を適用できる場合があります。

資格確認書を送付します (新しい資格確認書は紫色)

後期高齢者医療制度に加入している人の保険証の有効期限は7月31日です。その後については、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず全ての加入者に8月1日から使用できる「資格確認書」を7月下旬に送付します(有効期限は来年7月31日までの1年間)。

☎福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651・3111か 各区役所国保年金課

門司	☎331・3310
小倉北	☎582・3406
小倉南	☎951・4116
若松	☎761・5755
八幡東	☎671・2859
八幡西	☎642・1333
戸畑	☎881・2391

市から7月中旬以降に送付する「資格確認書」を受診の際に提示してください。

☎各区役所国保年金課

門司	☎331・1832
小倉北	☎582・3400
小倉南	☎951・4119
若松	☎761・5951
八幡東	☎671・2859
八幡西	☎642・1332
戸畑	☎881・2391